

令和6年度目黒区物価高対応等融資支援金

本事業の内容につきましては今後国や東京都の制度に変更があった場合、変更となる場合がありますのでご了承ください。

1 対象

下記のすべての要件を満たす中小企業者

1. 令和6年4月1日以降、下記(1)～(7)のいずれかの融資の実行を受けていること。
 - (1) 東京都中小企業制度融資「伴走全国」
 - (2) 東京都中小企業制度融資「伴走対応」
 - (3) 東京都中小企業制度融資「エネルギー・ウクライナ情勢・円安等対応緊急融資（エネルギー・ウクライナ・円安等）」
 - (4) 日本政策金融公庫融資「新型コロナウイルス感染症特別貸付」（「生活衛生」を含む。）
 - (5) 日本政策金融公庫融資「新型コロナウイルス感染症対策挑戦支援資本強化特別貸付（新型コロナ対策資本金劣後ローン）」（「生活衛生」を含む。）
 - (6) 日本政策金融公庫融資「マル経融資（新型コロナウイルス感染症に伴う拡充）」（「生活衛生」を含む。）
 - (7) 日本政策金融公庫融資「経営環境変化対応資金（セーフティネット貸付）」（「生活衛生」を含む。）
2. 申請日及び融資実行時点において、区内に住所又は主たる事業所を有すること。なお、法人の場合は区内に登記上の本店所在地を有すること。
3. 信用保証協会、日本政策金融公庫の対象業種に属する事業を営んでいること。
4. 所得税（法人税）、住民税及び事業税を滞納していないこと。
5. 許認可等を必要とする業種の場合、その許認可等を得ていること。
6. 事業の継続・立て直しやそのための取り組みを持続的に実施すること。
7. 現在かつ将来にわたって、暴力団員等に該当せず、暴力団員等が経営を支配していると認められる関係等を有しないこと及び暴力的な要求行為等を行わないこと。

2 支援金額

- 東京都中小企業制度融資を利用した場合
各融資制度 20 万円以内（融資金額 100 万円につき 2 万円、1 万円未満切り上げ）
- 日本政策金融公庫融資を利用した場合
各融資制度 10 万円以内（融資金額 100 万円につき 1 万円、1 万円未満切り上げ）

計算方法

融資実行金額 ÷ 100 万円 × 2 万円（1 万円）＝支援金額（1 万円未満切り上げ）

（例）融資実行金額 410 万円の場合

東京都中小企業制度融資：410 万円 ÷ 100 万円 × 2 万円＝8 万 2,000 円 支援金額 9 万円

日本政策金融公庫融資：410 万円 ÷ 100 万円 × 1 万円＝4 万 1,000 円 支援金額 5 万円

3 提出書類（提出書類を返却することはできませんのでご注意ください。）

同時に複数の融資について申請する場合は、融資ごとに「令和6年度目黒区物価高対応等融資支援金申請書」を提出ください。なお、共通する書類については、各1部提出ください。

※証明書を発行する場合、所定の手数料がかかります。

法人・個人事業主 共通

1. 令和6年度目黒区物価高対応等融資支援金申請書※
2. 確認書※
3. [東京都中小企業制度融資を利用の場合] 金銭消費貸借契約書の写し
[日本政策金融公庫融資を利用の場合] 借用証書の写し
4. [東京都中小企業制度融資のみ] 次のいずれか1点
信用保証決定のお知らせの写し、信用保証書の写し
5. [日本政策金融公庫融資のみ] 融資実行日が確認できる書類（例：通帳の写しなど）
6. 支援金振込希望口座が確認できる通帳等の写し（①表紙、②表紙をめくった見開きページ）
7. その他区長が必要と認める書類

※区公式ウェブサイトからダウンロードできます。下記QRコード、又はURLからアクセスできます。

法人

1. 履歴事項全部証明書（発行後3か月以内）の写し（法務局発行）
2. 法人事業税納税証明書（直近1期分）の写し（都税事務所発行）
3. 法人都民税納税証明書（直近1期分）の写し（都税事務所発行）

個人事業主

1. 区内に住所または主たる事業所を有することが確認できる書類
（例：住民票の写し、不動産賃貸契約書の写し、営業許可書の写しなど）
2. 個人事業税納税証明書（直近1年度分）の写し（都税事務所発行）
非課税の場合、所得税納税証明書（その1）（直近1期分）の写し（税務署発行）
3. 住民税納税証明書（住所が区外の場合、目黒区の家屋敷事務所事業所課税によるもの）の写し
（目黒区税務課発行）

4 申請受付期間

令和7年3月31日（月曜日）（必着）まで

5 申請方法

下記へ郵送または持参してください。

〒153-8573

目黒区上目黒2-19-15

目黒区産業経済部産業経済・消費生活課経済・融資係

6 お問い合わせ先

目黒区産業経済部産業経済・消費生活課経済・融資係

直通 03-5722-9879（平日：8時30分～17時00分）

区公式ウェブサイト

<https://www.city.meguro.tokyo.jp/sangyoukeizai/shigoto/kigyoushien/r6yushishienkin.html>



別記

第1号様式(第5条関係)

令和6年度目黒区物価高対応等融資支援金申請書

令和 年 月 日

目黒区長宛て

申請者(受給者)

所在地

名称

代表者氏名

電話 ()

私は、下記のとおり融資の実行を受けましたので、令和6年度目黒区物価高対応等融資支援金の給付を申請します。

記

融資の種類 右記の該当融資1つに○を付けてください。	東京都中小企業制度融資	
	伴走全国	
	伴走対応	
	エネルギー・ウクライナ・円安等	
	日本政策金融公庫融資	
	新型コロナウイルス感染症特別貸付(「生活衛生」を含む)	
	新型コロナ対策資本性劣後ローン(「生活衛生」を含む)	
融資実行金額	¥	
融資実行日	令和 年 月 日(対象は令和6年4月1日以降)	
金融機関名	銀行 信用金庫 信用組合 日本政策金融公庫 店	
給付申請金額※ ¹	¥	

※¹●東京都中小企業制度融資の場合

融資実行金額100万円につき2万円(1万円未満切り上げ)。上限20万円。

計算例(融資実行金額410万円): 410万円÷100万円×2万円=8万2,000円 支援金額 9万円

●日本政策金融公庫融資の場合

融資実行金額100万円につき1万円(1万円未満切り上げ)。上限10万円。

口座名義人は、受給者ご本人のものに限ります。

振込先 金融機関 コード	フリガナ											
	口座名義人											
	金融機関 コード	支店 コード	預金 種目 ※ ²	口座番号								
金融機関名	銀行 信用金庫 信用組合 店											

※² 預金種目: 普通預金「1」、当座預金「2」、貯蓄預金「4」

以上

(用紙規格 A4)

確認書

- 1 私は、「令和6年度目黒区物価高対応等融資支援金」を申請するに当たり、次の内容について、間違いありません。
- 令和6年度目黒区物価高対応等融資支援金申請書の内容に間違いありません。
 - 現在及び融資実行時点において、目黒区に住所又は事業所を有しています。なお、法人の場合、目黒区内に登記上の本店所在地を有しています。
 - 信用保証協会又は日本政策金融公庫の対象業種に属する事業を営んでいます。
 - 所得税（法人税）、住民税及び事業税を滞納していません。
 - 許認可等を必要とする業種の場合、その許認可等を得ています。
 - 事業の継続・立て直しやそのための取組を継続的に実施します。
 - 現在かつ将来にわたって、暴力団員等に該当せず、暴力団員等が経営を支配していると認められる関係等を有しません。また、暴力的な要求行為等を行いません。
 - 提出した書類を含む申請情報に虚偽はありません。不正等が判明した場合は、本支援金全額の返還等に応じます。

2 提出書類（提出書類を返却することはできませんのでご注意ください。）

法人・個人事業主 共通	
☐	令和6年度目黒区物価高対応等融資支援金申請書
☐	確認書
☐	【東京都中小企業制度融資を利用の場合】金銭消費貸借契約書の写し 【日本政策金融公庫融資を利用の場合】借用証書の写し
☐	【東京都中小企業制度融資のみ】次のいずれか1点 ・信用保証決定のお知らせの写し、信用保証書の写し
☐	【日本政策金融公庫融資のみ】融資実行日が確認できる書類（例：通帳の写しなど）
☐	支援金振込希望口座が確認できる通帳等の写し（①表紙、②表紙をめくった見開きページ）
☐	その他区長が必要と認める書類
法人	
☐	履歴事項全部証明書（発行後3か月以内）の写し（法務局発行）
☐	法人事業税納税証明書（直近1期分）の写し（都税事務所発行）
☐	法人住民税納税証明書（直近1期分）の写し（都税事務所発行）
個人事業主	
☐	区内に住所又は主たる事業所を有することが確認できる書類 （例：住民票の写し、賃貸契約書の写し、営業許可書の写しなど）
☐	個人事業税納税証明書（直近1年度分）の写し（都税事務所発行） ※非課税の場合、所得税納税証明書（その1）（直近1期分）の写し（税務署発行）
☐	住民税納税証明書（区外在住の場合、目黒区の家屋敷事務所事業所課税によるもの）の写し （目黒区税務課発行）。

令和 年 月 日

目黒区長 宛て

申請者（受給者）

所在地 _____

名 称 _____

代表者氏名 _____

電 話 () _____

※法人の代表者又は個人事業主本人が自署してください。

（用紙規格 A4）